自動車運転免許取得支援助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

制定　令和５年３月２４日

（目 的)

第１条　この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が従業員に大型免許・中型免許・準中型免許・牽引免許を取得させた際の教習料の一部を鳥ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

（定 義）

第２条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「大型免許」とは、車両総重量11トン以上の自動車（大型自動車）を運転できる免許である。

「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満の自動車（中型自動車）を運転できる免許であり、「中型限定(8t)免許」（平成19年6月1日以前に取得した普通免許）の限定解除については該当しない。

「準中型免」とは車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車（大型自動車）を運転できる免許である。

「牽引免許」とは、車両総重量750kgを超える他の車を牽引することができる免許である。

（助成対象）

第３条 助成の対象は、会員事業者の従業員が前条に掲げる免許を各年度の別途指定する期間に取得し、会員事業者が鳥取県内の自動車学校に支払った免許取得費用（消費税を除く）の一部に対して助成する。

（助成金の交付額）

第４条　１人当たりの助成金の交付額は、免許取得に係る費用の２分の１とし、大型免許取得につき１８万円、中型免許取得につき１０万円、準中型免許取得につき７万円、牽引免許取得につき5万円を限度とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、全ト協との助成金の合計が免許取得費用を超えない範囲とする。

（助成の上限人数）

第５条 １会員事業者に対する助成人数は、その都度定める。

（交付申請）

第６条　会員事業者は、様式１の「免許取得支援助成金申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

　　　　ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

２　前項の助成金交付請求書に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第７条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式２「免許取得支援助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

 ２ 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告及び助成金請求）

第８条　会員事業者は、従業員の免許取得後、様式３の「免許取得支援助成金実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

２　前項の実績報告書に必要な添付書類は別に定める。

（助成金の交付）

第９条　鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の返還）

第10条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第11条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

（附　則）

 　本要綱は平成２７年４月１日から適用する。

平成２８年３月１８日 一部改正（平成２８年４月１日施行）

 第４条、第６条第１項、第７条、第８条、第10条

平成２９年５月２４日 一部改正（平成２９年４月１日施行）

 表題、第１条、第２条、第４条、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項、第10条、第11条

令和５年３月２４日　　　　一部改正（令和５年４月１日施行）

　　表題、第１条、第２条、第４条、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項